

岩手県告示第 372 号

河川法（昭和 39 年法律第 167 号）第 16 条第 1 項の規定により、二級河川織笠川水系及び関口川水系に係る河川整備基本方針を別紙のとおり定めた。

なお、「別紙」は、省略し、岩手県県土整備部河川課及び宮古地方振興局土木部並びに山田町村役場に備えておいて縦覧に供する。

平成 19 年 4 月 20 日

岩手県知事 増 田 寛 也